

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## トピックス:輸出入決済に係わる外貨管理強化に関するお知らせ

国家外貨管理局、商務部、税関総署は、今般、以下のとおり、輸出外貨の受取や輸出前受・輸入延払に関する新たな3つの規定を発表しました。輸出取引を装ったホットマネーの流入を懸念し、クロスボーダー資金の監督管理を強化することが狙いと見られます。

### (輸出外貨の受取)

『輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法』の公布に関する通知(匯発【2008】29号)

『輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法』の実施に関する通知(匯発【2008】31号)

<日本語仮訳>匯発【2008】29号/匯発【2008】31号 → <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308070901.pdf>

### (輸出前受・輸入延払)

『企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知』

(匯発【2008】30号)

<日本語仮訳>匯発【2008】30号

→ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/308070902.pdf>

新制度の主な内容は以下の通りです;

#### 輸出外貨の受取:

- 受領した外貨のうち輸出代金は、まず「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」に入金されます。
- 「審査待ち口座」への入金限度額は、輸出通関データ、前受金データ、貿易分類、業界の特性等に基づき決められます。
- 「審査待ち口座」から人民元への両替、經常口座への振替を行う場合、企業は都度、「輸出外貨受取説明書」と「中国電子口岸(通関)ICカード」を銀行に提出し、銀行は税関、外貨管理局とを結ぶオンライン・データシステムにより輸出取引の事実確認後、人民元への両替、經常口座への振替を行います。(7月14日より実施。)

※海外からの送金の円滑な入金手続きの為には、日本から中国向けの送金に当って、貿易代金と非貿易代金とが一緒に送金されますと、現地で入金、払い出し等に不都合が生じることもありますので、貿易代金と非貿易代金とを別々に送金することが重要です。また、送金依頼書の送金目的欄に送金目的を明記することも重要です。

#### 輸出前受:

- 「貨物貿易項目下外債」登記が義務付けられ、輸出前受は口座入金前に登記が必要となりました。
- 輸出前受については、新手續となります。(7月14日より実施。)

#### 輸入延払:

- 現行の制度では、20万米ドル且つ通関後180日以上の場合には「輸入延払外債登記」、50万米ドル且つ通関後90~180日の場合は「輸入延払登記」が必要ですが、本件後は、金額に拘わらず通関後90日超の場合「貨物貿易項目下外債登記」が必要となります。
- 登記累計金額(現行は「登記残高」)は前年度の輸入支払総額の10%迄と規定されています。(10月1日より実施。)

なお、現時点での規定および当局からの説明には未だ不明確な点があります。具体的な手続きについては、最新の情報にご注意下さい。具体的運用や手続きが明らかになりましたら、改めてご案内申し上げます。

三菱東京UFJ銀行 国際業務部中国業務支援室

#### 【訂正・お詫び】

前号 EXPERT VIEW:「中国子会社の組織再編と新企業所得税法(その4)」の記事中、6頁目「■合算課税適用の場合とその対応」に「ただし7年以内に、親会社が香港現法の留保所得から実際に配当を受け取り、課税所得を計算した場合には、親会社等は過去に納税した留保所得に対する法人税額を、申告計算において納税済として控除することができます」とありますが、正しくは、「ただし10年以内に…(以下省略)」となります。ここに訂正し、お詫び申し上げます。

# EXPERT VIEW

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

7 月前半は、中央レベルの法令・政策では、重要と思われるものはなかった。ただ、広東省の高級人民法院と労働仲裁委員会から発布された労働争議の取扱いに関する通知が目をつけたので、今回はその内容を紹介する。

この通知は、「広東省高級人民法院、広東省労働争議仲裁委員会の『労働争議調停仲裁法』、『労働契約法』適用の若干の問題に関する指導意見」(粵高法発[2008]13 号、2008 年 6 月 23 日発布)という。広東省内の各級人民法院と労働争議仲裁委員会に宛てて出されたもので、労働争議を受理、審理する際の基準を示したものだ。今年 1 月 1 日から「労働契約法」が施行されているが、詳細が不明な点が多く、実施条例もまだ公布されていない中で、その規定に関しても踏み込んだ解釈を行っている。「法律、法規、司法解释に新しい規定があるときは、法律、法規、司法解释の規定に従って執行する。」とされているが、「労働契約法实施条例」や司法解释が出るまでは、広東省ではこの内容が適用されることになる。

通知は全文 31 条で、労働争議の様々なケースについて、人民法院または労働仲裁委員会が受理、審理する際の判断基準を示しているが、「労働契約法」の趣旨からすると、企業側に配慮した内容になっているという印象がある。特に注目される点は、次のとおり。(序列、タイトル、日本語訳は筆者。)

### 1. 時間外賃金支払をめぐる争議の扱いについて

第 27 条 雇用単位と労働者が、実際に支払った賃金が時間外労働賃金を含むか否かを書面で約定せず、雇用単位に既に支払った賃金が正常な労働時間の賃金と時間外労働賃金を含むことを証明する証拠があるときは、雇用単位が既に支払った賃金は時間外労働賃金を含むものと認めることができる。ただし、換算後の正常な労働時間の賃金が当地の最低賃金基準より低い場合を除く。

第 28 条 労働者の時間外労働賃金の計算基礎は、正常な労働時間の賃金とする。雇用単位と労働者が、賞与、手当、補助手当等の項目について、正常な労働時間の賃金に属さないことを約定したときは、その約定に従う。ただし、約定した正常な労働時間の賃金が、当地の最低賃金基準より低い場合を除く。

第 29 条 労働者が時間外労働賃金を主張し、雇用単位が時間外労働を否認するときは、雇用単位は労働者が時間外労働を行っていない事実を立証する責任を負わなければならない。雇用単位が、労働者の確認した出勤確認電子記録(タイムカード)をもって、労働者が時間外労働を行っていないことを証明する場合は、雇用単位の出勤確認電子記録は採用しなければならない。  
労働者が 2 年より前の時間外労働賃金を追求するときは、原則として労働者が立証責任を負うものとし、2 年を超えた部分の時間外労働賃金の金額を証明することができない場合は、2 年を超える部分の時間外労働賃金については一般に保護しない。

### 2. 雇用主が従業員との協議手続きを経ずに制定した規則について

第 20 条 雇用単位が「労働契約法」施行前に制定した規則・制度が、「労働契約法」第 4 条第 2 項に定める民主的手続きを経ていないが、内容が法律、行政法規及び政策の規定に違反しておらず、かつ労働者に既に公示又は告知していたときは、雇用単位に従業員採用管理の根拠とすることができる。

「労働契約法」施行後に、雇用単位が労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度又は重大事項を制定、改定する際に、「労働契約法」第 4 条第 2 項に定める民主的手続きを経ていないときは、原則として雇用単位に従業員採用管理の根拠とすることはできない。ただし、規則・制度又は重大事項の内容が法律、行政法規及び政策の規定に違反しておらず、明らかに不合理な事由が存在せず、かつ労働者に既に公示又は告知しており、労働者に異議がない場合は、労働仲裁並びに人民法院の裁判の根拠とすることができる。

注:「労働契約法」第4条第2項は、次のとおり。

雇用単位は、労働報酬、就業時間、休息・休暇、労働安全・衛生、保険・福利、従業員訓練、労働規律及び労働ノルマ管理等の労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度又は重大事項を制定し、改定し、又は決定するときは、従業員代表大会又は従業員全員との討議を経て、案及び意見を提出し、工会又は従業員代表と平等に協議し、確定しなければならない。

### 3. 採用後に労働契約が締結できない場合の扱いについて

第21条 採用の日から1ヵ月以内に、労働者と雇用単位が労働契約を締結する事項について協議一致せず、雇用単位が労働関係の終了を提起するときは、経済補償金の支払を要しない。

採用の日から1ヵ月を超えて1年に満たない期間に、雇用単位が労働者と書面労働契約を締結できない原因が、完全に労働者にあることを十分に証明する証拠があり、かつ雇用単位に過誤がないときは、雇用単位は2倍の賃金を支払うことを要しない。ただし、雇用単位が労働関係の終了を提起した場合は、経済補償金を支払わなければならない。

### 4. 賠償金を支払う場合の経済補償金の扱いについて

第30条 「労働契約法」施行後に、雇用単位が違法に労働契約を解除又は終了し、労働者が労働契約の継続履行を要求せず、又は労働契約が継続履行できないときは、雇用単位は「労働契約法」の規定に従って労働者に賠償金を支払わなければならない。ただし、別に経済補償金を支払うことを要しない。当該賠償金の計算の年数は、2008年1月1日から計算し、以前の就業年数は「労働法」の規定に従って賠償金を計算する。

雇用単位が採用の日から1ヵ月を超えて1年未満に労働者と書面労働契約を締結しないときは、毎月2倍の賃金を支払わなければならないが、そのうち倍増部分の賃金は経済補償金又は賠償金の計算基礎に算入しない。

### 5. 労働者が使用者の社会保険料未納付を理由に訴えた場合の扱いについて

第24条 労働者が、雇用単位が「労働契約法」施行前に当地規定の保険の種類により社会保険料を納付しなかったことを理由として、労働契約の解除を請求し、かつ雇用単位に経済補償の支払を要求するときは、これを支持しない。

「労働契約法」施行後に、雇用単位が当地規定の保険の種類により社会保険関係を確立せず労働者が労働契約の解除を請求し、勝雇用単位に経済補償支払を要求する場合は、これを支持しなければならない。ただし、経済補償金の支払年数は、2008年1月1日から計算しなければならない。労働者が雇用単位が社会保険料を全額納付せず、又は納付が遅れたことを理由として労働契約の解除を請求し、かつ雇用単位に経済補償金支払を要求する場合は、これを支持しない。

### 6. 労働者が使用者の賃金不払いを理由として訴えた場合の扱いについて

第25条 労働者が、雇用単位が「労働契約法」施行前に労働報酬を適時に全額支払わなかったことを理由として、労働契約の解除を請求し、かつ雇用単位に経済補償の支払を要求するときは、最高人民法院の「労働爭議審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」第15条に定める事由を除き、これを支持しない。

「労働契約法」施行後に、雇用単位が労働報酬を適時に全額支払わず、労働者が労働契約の解除を要求し、雇用単位に経済補償金の支払を要求する場合は、これを支持しなければならない。

注:最高人民法院の「労働爭議審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」第15条は、次のとおり。

雇用単位に次に掲げる事由の 1 つがあり、労働者に労働契約解除を申し出るよう強要したときは、雇用単位は労働者の労働報酬及び経済補償を支払わなければならない、かつ賠償金を支払うべきである。

- (1) 暴力、威嚇又は不法な身体的自由を制限する手段をもって労働を強要したとき。
- (2) 労働契約の約定によらず、労働報酬を支払い又は労働条件を提供したとき。
- (3) 労働者の賃金を控除し、又は理由なく支払を遅らせたとき。
- (4) 労働者の労働時間延長の賃金報酬支払を拒否したとき。
- (5) 当地の最低賃金基準を下回って労働者に賃金を支払ったとき。

## 7. 競業制限をめぐる争議の扱いについて

第 26 条 雇用単位と労働者が競業制限を約定したときは、競業制限期間内に法により労働者に経済補償を支払わなければならない、雇用単位が経済補償を支払うことを約定していない場合は、労働者は雇用単位に競業制限協議の履行を要求することができる。業務引継が完了しても、雇用単位が労働者に経済補償支払を承諾していない場合は、競業制限条項は労働者に対して拘束力を持たない。

雇用単位が競業制限条項の中で約定した違約金が、実際の損失よりも高い場合は、人民法院、労働争議仲裁委員会は、労働者の請求に基づいて、違約金の金額に対して適度に調整することができる。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上隆介

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**上半期 貿易黒字 11.8%下落**:税関総署が10日に発表したデータによると、今年上半期の貿易収支は、輸出が前年同期比21.9%増の6,666億米ドル、輸入が同30.6%増の5,675.7億米ドル、貿易黒字は990.3億米ドルで、前年同期比11.8%下落した。貿易黒字減少の主な要因には、アパレル、靴関連の輸出鈍化、大豆、石炭等一次産品の輸入ペースの加速、国際商品価格の高騰を受けた輸入価格の大幅上昇がある。人民元高、労働コスト上昇、原材料価格高騰、昨年来のマクロ政策調整等により、中国の輸出競争力は低下しつつあり、さらに世界的な景気減速が重なり、今後数ヶ月は輸出の鈍化が続くという見方も出ている。

### 【貿易】

◆**上半期 自動車生産・販売小幅減速**:中国自動車工業協会の統計によると、上半期の国産自動車生産台数は前年同期比16.71%増の519.96万台、販売台数は同18.52%増の518.82万台と前年同期のそれぞれ22.36%増、23.31%増より減速した。供給サイドでは原材料価格の上昇や金融引き締めによる生産・経営コストの増加、需要サイドではガソリン価格の引き上げ等による消費者の購入意欲の低下に加え、年初の雪害、5月の四川大地震も増加ピッチの鈍化要因となった。下半期については上半期から横ばい或いは若干下回り、通年では生産・販売とも1,000万台を突破すると予測されている。

### 【貿易・投資】

◆**上半期 FDI実行ベース金額45%増 ホットマネーの流入懸念**:商務部が発表した最新データに拠ると、今年上半期の外商投資の新規設立企業は14,544社で、前年同期比22.15%減少したが、実行ベースの金額は45.55%増の523.88億米ドルとなった。近年、人民元の上昇に伴い、外資企業の資本金の流入規模と人民元への転換の割合が急増していることから、当局は、昨今の大幅に増加する資本金流入の一部にホットマネーが含まれている可能性があると懸念、今後の対応策を検討しているという。

◆**広州市 2008年昇給率ガイドライン 基準上昇率を14%に**:広州市社会保障局は7日、広州市の2008年昇給率ガイドラインを発表。基準、下限、上限率をそれぞれ前年の9%、3%、14%から14%、5.5%、18%に引き上げた。食品を初めとする物価高騰から、収益が増加した企業に対し物価上昇を下回らない昇給率を求めた。

2008年主要都市の昇給率ガイドライン(2008年7月16日現在)

| 市  | 発表日       | 基準    | 下限   | 上限    |
|----|-----------|-------|------|-------|
| 北京 | 2008.6.10 | 11.5% | 3.5% | 16.5% |
| 上海 | 2008.4.18 | 11%   | 5%   | 16%   |
| 天津 | 2008.3.13 | 15%   | 6%   | 22%   |
| 大連 | 2008.5.16 | 12%   | 7%   | 18%   |
| 広州 | 2008.7.7  | 14%   | 5.5% | 18%   |

(資料)各省市労働・社会保障機構ホームページ等よりMURC

### 【金融・為替】

◆**3月末の短期外債比率 60%を超える**:国家外貨管理局が4日に発表した外債統計によると、2008年3月末時点の外債残高は前年末比5.08%増の3,925.89億米ドルに達し、引続き上昇傾向にあるという。うち、中長期外債は同1.52%増の1,558.64億米ドルと僅かな増加に留まったのに対し、短期外債は同7.56%増の2,367.25億米ドルと、外債に占める割合は60%を超え、過去最高額となったことが明らかになった。短期外債は2001年以降急増し、2005年から外債の5割以上を占めるようになってい

| 2008年3月末対外債務残高 |          |          |        |  |
|----------------|----------|----------|--------|--|
| 項目             | 金額(億米ドル) | 07年末比(%) | 構成比(%) |  |
| 外債残高           | 3925.89  | 5.08     | —      |  |
| 期間別            |          |          |        |  |
| 中長期            | 1558.64  | 1.52     | 39.70  |  |
| 短期             | 2367.25  | 7.56     | 60.30  |  |
| 種類別            |          |          |        |  |
| 登記外債           | 2486.89  | 3.40     | —      |  |
| 国務院部・委員会       | 348.20   | ▲0.19    | 14.00  |  |
| 中資系金融機関        | 832.39   | 3.64     | 33.47  |  |
| 外商投資企業         | 789.70   | 6.71     | 31.76  |  |
| 外資系金融機関        | 466.79   | 0.80     | 18.77  |  |
| 中資企業           | 46.54    | ▲0.66    | 1.87   |  |
| その他            | 3.27     | 2.51     | 0.13   |  |

(資料)外貨管理局

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比     | JPY Close | 前日比     | HKD Close | 前日比     | EUR Close | 前日比     | 金利(1wk) | 上海A株指数  | 前日比    |
|------------|--------|---------------|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 2008.07.07 | 6.8550 | 6.8550~6.8690 | 6.8690 | 0.0101  | 6.3802    | -0.0431 | 0.8801    | 0.0003  | 10.7390   | -0.0260 | 2.6000  | 2928.78 | 128.67 |
| 2008.07.08 | 6.8580 | 6.8509~6.8699 | 6.8510 | -0.0180 | 6.4366    | 0.0564  | 0.8782    | -0.0019 | 10.7691   | 0.0301  | 3.1914  | 2952.45 | 23.67  |
| 2008.07.09 | 6.8617 | 6.8561~6.8634 | 6.8570 | 0.0060  | 6.3792    | -0.0574 | 0.8788    | 0.0006  | 10.7514   | -0.0177 | 3.1100  | 3063.57 | 111.12 |
| 2008.07.10 | 6.8478 | 6.8420~6.8492 | 6.8428 | -0.0142 | 6.3907    | 0.0115  | 0.8770    | -0.0018 | 10.7491   | -0.0023 | 2.9300  | 3016.13 | -47.44 |
| 2008.07.11 | 6.8370 | 6.8331~6.8380 | 6.8340 | -0.0088 | 6.3780    | -0.0127 | 0.8757    | -0.0013 | 10.7886   | 0.0395  | 2.8000  | 2996.28 | -19.85 |

## RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、先週末比小幅高となる6.8550でオープンしたが実需のドル買いに6.87近辺まで反落した。サミット開催中であることもあり同会議での人民元為替相場に関する要人発言への警戒感から、その後は週末まで6.8600を挟んだ小動きとなった。しかしながら週末に入ると根強い人民元需要を受けて人民元は高値を更新する動きとなり週末には為替制度変更後の高値となる6.8331を示現、そのまま高値圏での越週となっている。今週、税関総署より発表となった6月の貿易収支については、世界的な一次産品価格上昇の影響や堅調な内需を背景に輸入が前年同期比+35%の大幅な伸びとなったものの、輸出も市場予想こそ下回ったが前年同期比+17%超と高い伸びを維持しており、高水準の貿易黒字を維持している点には著変ない結果といえよう。来週は重要経済指標の発表が予定されており、インフレ圧力緩和の観点から当局の人民元上昇容認観測が再び台頭する可能性には注意が必要だろう。尚、前週2日に発表となった輸出入取引に関する外貨管理強化策は来週14日に施行予定であるが、短期的な相場への影響は限定的であると予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。